|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和５年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 | | | |
| *（共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）・外部サービス利用型共同生活援助）* | | | |
| 事業所名 |  | 運営法人名 |  |
|
| 事業所所在地 |  | 法人代表者 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ |  | 管理者 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ |  |
| 指定年月日  （更新の場合は更新指定年月日） | 年　　　月　　　日 | 事業所  指定番号 |  |
| サービス提供種別 | □介護サービス包括型　　□日中サービス支援型　　□外部サービス利用型　　　　（☑を記入してください） | | |
| ※記入及び提出に関する注意事項 | | | |
| １．本調書には、特に指定されている場合を除き、実地指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 | | | |
| また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 | | | |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料【共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）・外部サービス利用型共同生活援助】」を、実地指導実施日の１４日前までに２部提出してください。 | | | |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日 | | | |

目　次

第１　　　人員に関する基準

　　第２　　　設備に関する基準

　　第３　　　運営に関する基準

　　第４　　　変更の届出等

　　第５　　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第75号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

| 第１　人員に関する基準 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員  　数  (１)世話人  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  【介護サービス包括型】及び【外部サービス利用型】  １　事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっているか。  ※外部サービス利用型事業所経過措置  平成26年４月１日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除した数以上とする。  【日中サービス支援型】  ２　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を５で除した数以上となっているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人） | サービス基準省令  第208条、  第213条の4、  第213条の14  サービス基準条例  第196条、  第201条の4、  第201条の14 |
| （２）生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 【介護サービス包括型】及び【日中サービス支援型】  　事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。  　①　障害支援区分３に該当する利用者の数を９で除して得た数  　②　障害支援区分４に該当する利用者の数を６で除して得た数  　③　障害支援区分５に該当する利用者の数を４で除して得た数  　④　障害支援区分６に該当する利用者の数を2.5で除して得た数  　（例）利用者を12人（区分６が２人、区分５が４人、区分４が６人）とし、常勤の勤務時間を１  週間40時間とし、常勤の勤務時間を１週間40時間とした場合、当該事業所における指定共  同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、  　　　・区分６：40時間×(２÷2.5)人＝32時間  　　　・区分５：40時間×(４÷４)人＝40時間  　　　・区分４：40時間×(６÷６)人＝40時間  　※外部サービス利用型の場合適用されない。 | 適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人） |
| （３）　サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 【共通】  事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が30以下　　１以上  　イ　利用者の数が31以上　　１に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を  加えて得た数以上 | □　利用者の数が30以下　　１以上  □　利用者の数が31以上　　１に利用者の数が30を超えて30  又はその端数を増すごとに１を  加えて得た数以上 |
| （４）夜間支援従事者 | 【日中サービス支援型】  共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜勤（宿直勤務を除く）を行う夜間支援従事者を１人以上配置しているか。 | 適　・　否  配置員数：　　　人 |  |
| ２　利用者数の算定  ［関係書類］  ・利用者数の分かる書類 | 【共通】  利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） |
| ３　職務の専従 | 【共通】  事業所の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  　※サービス管理責任者と他の職務との兼務について  　　サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保すること。 | 適　・　否 |
| ４　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 【共通】  １　事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以  外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）  ２　管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | １．①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無  　　②兼務有りの場合  　　　兼務職種：  ２．　適　・　否 | サービス基準省令  第209条、  第213条の5（第9条準用）、  第213条の15（第209条準用）  サービス基準条例  第197条、  第201条の5（第197条準用）  第201条の15（第197条準用） |

| 第２　設備に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　設備 | １　共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。  ２　事業所は１以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上となっているか。  ３　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。  　　（例）車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものでなければならない。    　　　共同生活住居とは、複数の居室に加え居間、食堂、便所、浴室等を共有する１つの建物をいう。  ４　共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。  ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。  ５　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を２人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。  ６　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。  ７　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。  ８－１　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（食堂、居間等）を設けているか。  ８－２　ユニットの基準は次のとおりとなっているか。  ア 一の居室の定員は１人とすること。  　（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。）  イ　１の居室の面積は、収納設備等を除き、7．43平方メートル以上とすること。 | １．　適　・　否      ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  　　居室【適・否】  居間【適・否】  食堂【適・否】  　　便所【適・否】  　　浴室【適・否】  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否  ６．　適　・　否  ７．　適　・　否  ８－１．　適　・　否  ８－２．  ア．適　・　否  イ．適　・　否 | | サービス基準省令  第210条、  第213条の6、  第213条の16（第210条準用）  サービス基準条例  第198条  第201条の6（第198条準用）  第201条の16（第198条準用） |
| （経過措置） | 平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、1の1の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする事業を行うことができる。 |  | | サービス基準省令  附則第12条  サービス基準条例  附則第3条 |
| 事業者は、平成18年9月30日に現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助等の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。3も同じ）が満たすべき設備に関する基準、1の6及び7の規定にかかわらず、Ｈ18厚労省令第58号(旧　指定基準)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 |  | | サービス基準省令  附則第18条  サービス基準条例  附則第4条 |
|  | 平成18年9月30日に現に存する精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、旧精神障害者福祉ホ－ムで行われる事業について、第2の規定を適用する場合、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第2の⑥中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第2の⑦のイの規定は、当分の間、適用しない。 |  | | サービス基準省令  附則第19条  サービス基準条例  附則第6条 |
| ２　サテライト住居 | １　サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることがで  きるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の  間を概ね２０分以内で移動することが可能な距離に設置しているか。  （当該距離案件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状  況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断する。）  ２　サテライト型住居は、一の本体住居に２か所の設置を限度としているか。（本体住居の入居定員が  ４人以下の場合は、１か所の設置を限度とする。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生  活住居を本体住居として、一つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められ  ない。）  ３　サテライト型住居ごとに、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で、必要な設備を設け  ているか。  ４　サテライト型住居の入居定員は、１人となっているか。  ５　居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル（和室であれば4.5 畳）以上となっている  か。  ６　収納設備は別途確保するなど、利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第210条  サービス基準条例  第198条 |

| 第３　運営に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　内容及び手  続きの説明及  び同意  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・運営規程 | １　支給決定障害者等が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ２　社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人）  　□ 説明未済    ②重要事項説明書等への記載事項  （運営規定の概要）  　　□ 事業目的  　　□ 運営方針  　　□ 従業者職種・員数及び職務内容  　　□ 営業日及び営業内容  　　□ 内容及び利用料その他の費用の額  　　□ 緊急時の対応  　　□ 主たる対象とする障がいの種類  　　□ 虐待防止の措置    　　（その他の重要事項）  　　□ 従業者の勤務体制  　 □ 事故発生時の対応  □ 苦情処理体制  □ 提供するサービスの第三者評価の実施状況  ２．①　適　・　否　・　該当なし  ②書面交付状況  　　□ 全員に交付済み  　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）  　　□ 未交付  ②記載事項  　　□ 経営者の名称  　　□ 事業所の所在地  　　□ 提供するサービスの内容  　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項  　　□ サービス提供開始年月日  　　□ 苦情受付窓口 | | サービス基準省令  第213条（第9条準用）、  第213条の11（第9条準用）、  第213条の17  サービス基準条例  第201条  （第10条準用）  第201条の11（第10条準用）  第201条の17 |
| ２　提供拒否の禁止 | １　正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいないか。  特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  ※正当な理由に該当するもの  ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ・主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な当該サービス指定を提供することが困難な場合  ・入院治療が必要な場合 | １．　適　・　否　・　該当なし  ［正当な理由により提供を拒否したことがある場合］  その理由： | | サービス基準省令  第213条（第11条準用）、  第213条の11（第11条準用）、  第213条の22（第11条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、第201条の22（第12条準用） |
| ３　受託居宅介護サービスの提供  ［関係書類］  ・受託居宅介護事業者からの報告書 | 【外部サービス利用型事業所】  １　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。  　※「必要な措置」  例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うこと。  ２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第213条の18  サービス基準条例  第201条の１8 |
| ４　連絡調整に対する協力 | サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第12条準用）、  第213条の11（第12条準用）、  第213条の22（第12条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、、第201条の22（第13条準用） |
| ５　受給資格の確認  ［関係書類］  ・受給者証 | サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第14条準用）、  第213条の11（第14条準用）、  第213条の22（第14条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、第201条の22（第15条準用） |
| ６　介護給付費の支給の申請に係る援助 | １　当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を  踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。    ２　当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に  伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第213条（第15条準用）、  第213条の11（第15条準用）、  第213条の22（第15条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、第201条の22（第16条準用） |
| ７　心身の状況等の把握  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録 | サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否  　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | | サービス基準省令  第213条（第16条準用）、  第213条の11（第16条準用）、  第213条の22（第16条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、第201条の22（第17条準用） |
| ８　指定障害福祉サービス事業者等との連携 | １　サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。    ２　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第17条準用）、  第213条の11（第17条準用）、  第213条の22（第17条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第18条準用） |
| ９　サービスの提供の記録  ［関係書類］  ・サービス提供実績記録票等  ・個人別記録 | １　サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、サービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を記録しているか。  ※留意事項  　　　指定共同生活援助等については、指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者の負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。    ２　上記による記録に際しては、支給決定障がい者等から当該サービスを提供したことについて確認を  受けているか。 | １．記録すべき内容  　　□ 提供日  　　□ サービスの具体的内容  　 □ 実績時間数  　　□ 利用者負担額　等  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第53条の2準用）、  第213条の11（第53条の2準用）、第213条の22（第53条の2準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第55条準用） |
| 10　入退居  ［関係書類］  ・個人別記録 | １　指定共同生活援助等は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。) に提供されているか。  ２　利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。  ３　利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。  ４　利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第210条の2、  第213条の11（第210条の2準用）、第213条の22（第210条の2準用）  サービス基準条例  第198条の2、  第201条の11、  第201条の22（第198条の2準用） |
| 11　入退所の記録の記載等  ［関係書類］  ・受給者証 | １　入居又は退居に際しては、事業者の名称、当該サービスの名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。  ２　受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第210条の3、  第213条の11（第210条の3準用）、第213条の22（第210条の3準用）  サービス基準条例  第198条の3、  第201条の11、  第201条の22（第198条の3準用） |
| 12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  ［関係書類］  ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・領収書の控  ・同意書 | １　サービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。また、（１３）の１から３までに掲げる額の他、曖昧な名目による不適切な徴収を行っていないか。    ※留意事項  利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  (1)指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  (2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。  ２　上記により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払  を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、そ  の同意を得ているか。  （ただし、(１３)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．徴収する費用  (・ )  (・ )  (・ )    ２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第213条（第20条準用）、  第213条の11（第20条準用）、  第213条の22（第20条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第21条準用） |
| 13 利用者負担額等の受領  ［関係書類］  ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・領収書の控 | １　サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けてい  るか。  ２　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障  害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  ３　１及び２の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の  うち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　ア　食材料費  　　イ　家賃  　　ウ　光熱水費  　　エ　日用品費  　　オ　アからエのほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活に  おいても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と  認められるもの  ※オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。  ４　１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支  払った支給決定障害者に対し交付しているか。  ５　３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス  の内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第210条の4、  第213条の11（第210条の4準用）、  第213条の22（第210条の4準用）  サービス基準条例  第198条の4  第201条の11、  第201条の22（第198条の4準用） |
| 14　利用者負担額に係る管理  ［関係書類］  ・利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | １　支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  １－２　この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  ２　支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該事業者が提供するサー  ビス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス  等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に  つき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算  定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定して  いるか。    ２－２　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等  及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知してい  るか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  １－２．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・該当なし  ２－２．　　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第213条（第170条の2準用）、  第213条の11（第170条の2準用）、  第213条の22（第170条の2準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第157条の2準用） |
| 15　介護給付費の額に係る通知等  ［関係書類］  ・領収書等の控  ・サービス提供証明書 | １　法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障  害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。    ２　法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | １．  ①通知状況  　□ 全員に通知済み  　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし  　②利用者等への通知の控の有無  　有　・　無  ２．交付状況  　□ 全員に交付済み  　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし | | サービス基準省令  第213条（第23条準用）、  第213条の11（第23条準用）、  第213条の22（第23条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第24条準用） |
| 16　指定障害福祉サービスの取扱方針  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・評価に関する記録 | １　事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、当該サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  ２　事業者は入居前の体験的な利用を希望する者に対してサービスを提供する場合には、共同生活援助計画に基づき、利用者が継続した共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。  ３　従業者は、当該サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行っているか。  ４　事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．評価方法  　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置  　□ 第三者評価の実施  　□ 従業員等による検討会の設置  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第210条の5、  第213条の11（第210条の5準用）、第213条の22（第210条の5準用）  サービス基準条例  第198条の5  第201条の11、  第201条の22（第198条の５準用） |
| 17　個別支援計画の作成等  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・個別支援計画の原案  ・担当者会議録  ・アセスメントの記録  ・モニタリングの記録 | １　管理者は、サービス管理責任者に指定障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  ２　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  ３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。  ４　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。  この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。  ５　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。  ※個別支援計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  ６　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。  ７　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。  ８　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。  ９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　ア　定期的に利用者に面接すること。  　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  10　個別支援計画に変更のあった場合、２から７に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．個別支援計画記載事項  　□　利用者及びその家族の生活に対する意向  　□　総合的な支援の方針  　□　生活全般の質を向上させるための課題  　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期  　□　当該サービスを提供する上での留意事項等  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）  ５．会議の参加者  　□　管理者  　□　サービス管理責任者  　□　担当職業指導員、生活指導員  　□　市町村職員  　□　相談支援専門員  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  ６．説明・同意状況  　□　全員説明、同意済み  　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）  　□　未説明、同意  ７．①交付状況  　　□ 全員交付済み  　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）  　　□ 未交付    ②家族への説明方法  　　□ 家庭訪問  　　□ 電 話  　　□ 資料郵送のみ  　　□ その他（ 　　　　　　　　）  ８．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回  ９．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  10．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第58条準用）、  第213条の11（第58条準用）、  第213条の22（第58条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第60条準用） |
| 18　サービス管理責任者の責務  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・職員会議録 | サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  １　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ２　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  ３　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。  ４　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．技術適指導及び助言の方法  　□　現場にて指導、助言  　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）  　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第210条の6、  第213条の11（第210条の6準用）、第213条の22（第  210条の6準用）  サービス基準条例  第198条の6  第201条の11、  第201条の22（第198条の6準用） |
| 19　相談及び援  　助  ［関係書類］  ・個人別記録 | 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | | サービス基準省令  第213条（第60条準用）、  第213条の11（第60条準用）、  第213条の22（第60条準用）  サービス基準条例  第201条（第62条準用） |
| 20　実施主体 | 【日中サービス支援型】  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該サービスと同時に、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）を行っているか。  　※留意事項  １　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所（空床型を除く。以下この①において同じ。）を行うこととしたものである。  ２　指定短期入所を行うに当たっては、原則として当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所と併設又は同一敷地内において行うものとし、併設の場合にあっては、指定短期入所の従業者が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の夜間支援従事者を兼ねても差し支えないものとする。  また、指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が20 人又はその端数を増すごとに１人以上５人以下とすること。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第213条の7  サービス基準条例  第201条の7 |
| 21　介護及び家  事等  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録 | １　介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、  適切な技術をもって行っているか。  ※留意事項  サービスの提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活介護を提供し又は必要な支援を行うものとする。  　また、サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。  ２　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。  　※留意事項  利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。  ３　利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所等の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。（指定共同生活援助等として提供される介護又は家事等を除く。）  　※留意事項  １　指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることはできないものである。  ただし、事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。  ２　指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。  【日中サービス支援型】  ４　常時１人以上の従業者を介護又家事等に従事させているか。  ※留意事項  共同生活住居ごとに、１日を通じて１人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第211条、  第213条の8、  第213条の22（第211条準用）  サービス基準条例  第199条  第201条の8  第201条の22（第199条準用） |
| 22　受託居宅介護サービス事業者への委託  ［関係書類］  ・指定居宅介護事業者との委託契約書  ・受託介護サービスに係る業務の記録 | 【外部サービス利用型事業所のみ記入】  １　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは，受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。  ２　受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であるか。  ３　受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護であるか。  ４　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，事業の開始に当たっては，あらかじめ，指定居宅介護を提供する事業者と、１に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。  ５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。  ６　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否  ６．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条の20  サービス基準条例  第198条の20 |
| 23　社会生活上の便宜の供与等  ［関係書類］  ・個人別記録 | 【介護サービス包括型】、【外部サービス利用型】  １　利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。  　※留意事項  事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。  ２　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。  　※留意事項  事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。  ３　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  ※留意事項  事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。  【日中サービス支援型】  ４　事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。  ５　事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。  ６　事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。  ７　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | １．　適　・　否   1. 適　・　否 2. 適　・　否 3. 適　・　否 4. 適　・　否 5. 適　・　否   ７．適　・　否 | | サービス基準省令  第211条の2、  第213条の9、  第213条の22（第211条の2準用）  サービス基準条例  第199条の2  第201条の9  第201条の22（第199条の2準用） |
| 24　協議の場の設置等  ［関係書類］  ・協議会等に係る報告・評価・要望、助言等の記録 | 【日中サービス支援型】  １　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、サービスの提供に当たっては、法第89条の３第１項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けているか。  １－２　当該事業所は、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。  ※留意事項  事業所は、協議会等に対し、定期的に（少なくとも年に１回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。  ２　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。  ※留意事項  当該協議会等における報告等の記録は、５年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。 | １．適　・　否  １－２．適　・　否  ２．適　・　否 | | サービス基準省令  第213条の10  サービス基準条例  第201条の10 |
| 25　緊急時等の対応  ［関係書類］  ・運営規程  ・緊急時対応マニュアル  ・緊急連絡網 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第213条（第28条準用）、  第213条の11（第28条準用）、  第213条の22（第28条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第29条準用） |
| 26　支給決定障  害者に関する市町村への通知  ［関係書類］  ・通知書 | 事業者は、当該サービスを受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。    ア　正当な理由なしに指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。  イ　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第213条（第88条準用）、  第213条の11（第88条準用）、  第213条の22（第88条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第90条準用） |
| 27　管理者の責  　務 | １　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っ  ているか。  ２　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるた  め必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否  ２．指揮命令の伝達方法  　□　朝礼  　□　定例会議  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第213条（第66条準用）、  第213条の11（第66条準用）、  第213条の22（第66条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第68条準用） |
| 28　運営規程  ［関係書類］  ・運営規程 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ア　指定共同生活援助  １　事業の目的及び運営の方針  ２　従業者の職種、員数及び職務の内容  ３　入居定員  ４　指定共同生活援助等の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ５　入居に当たっての留意事項  ６　緊急時等における対応方法  ７　非常災害対策  ８　事業の主たる対象とする当該障がいの種類（定めた場合のみ）  ９　虐待の防止のための措置に関する事項  10　その他運営に関する重要事項  11　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地  （外部サービス利用型のみ）   * 指定申請時以降に、変更されている場合は、県に変更届の提出が必要。   ※留意事項  　【入居定員】  ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数。運営規程に定めておかなければならない。  　【指定共同生活援助等の内容】  利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。体験利用を提供する際には、その旨明記すること。  【その他運営に関する重要事項】  障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年7 月7 日付け障障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。  【受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（外部サービス利用型のみ）】  運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定める。 | 記載状況  　□　事業の目的及び運営の方針  　□　従業者の職種、員数及び職務の内容  　□　入居定員  　□　指定共同生活援助等の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□　入居に当たっての留意事項  　□　緊急時等における対応方法  　□　非常災害対策  　□　事業の主たる対象とする当該障がいの種類（定めた場合のみ）  　□　虐待の防止のための措置に関する事項  　□　その他運営に関する重要事項  　□　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（外部サービス利用型のみ）  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第211条の3、  第213条の11（第211条の3準用）、第213条の19  サービス基準条例  第199条の3  第201条の19  第201条の11（第199条の3） |
| 29　勤務体制の確保等  ［関係書類］  ・勤務表  ・雇用契約書  ・就業規則  ・タイムカード  ・出勤簿  ・給与台帳  ・研修の復命書  ・就業環境が害されることを防止するための方針 | 【共通】  １　事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。  【共通】  ２　１の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助等の提供に配慮しているか。  ※留意事項  世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。  【共同生活援助】　【日中サービス支援型】  ３　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。  ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。  【共同生活援助】　【日中サービス支援型】  ４　指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。  　※留意事項  ア　事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。  この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められないが、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については適用されない。  　イ　当該委託を行う指定共同生活援助事業者は、その業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決め、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。  　　①　委託に係る業務の範囲  　　②　委託業務の実施に当たり遵守すべき条件  　　　（Ⅰ）受託者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨  　　　（Ⅱ）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。(当該指示は、文書による。)  　　　（Ⅲ）委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（Ⅱ）の指示を行った場合、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  　　　（Ⅳ）当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在  　　　（Ⅴ）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項  【外部サービス利用型】  ５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。  【共通】  ６　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  【共通】  ７　事業者は、適切な指定共同生活援助等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※留意事項  事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりである。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容  事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、パワーハラスメント指針において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。  ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定生活介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条の規定により読み替えられた労働政策ぼ総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化。  イ 事業者が講じることが望ましい取組  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | １　原則として、月ごとに勤務表を作成しているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　適　・　否  （勤務表の記載内容）  □　従業者の日々の勤務時間  □　常勤・非常勤  □　管理者との兼務関係  □　その他（　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．適　・　否  （他の事業者へ委託等を行っている場合）  委託先：  委託等内容：   1. 適　・　否   ６．適　・　否  昨年度に従業者が受講した研修（事業所内外問わず記載）    ７－１．パワーハラスメント指針作成の有無　　有　・　無  ７－２　事業者が講ずべき措置の内容  □事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  □相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じた、適切に対応するために必要な体制の整備  ７－３　事業者が講じる取組みの内容  □相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  □被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） | | サービス基準省令  第212条、  第213条の11（第212条準用）、  第213条の21  サービス基準条例  第200条  第201条の11（第200条）  第201条の21 |
| 30　業務継続計画の策定等  ［関係書類］  ・業務継続計画 | 【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  １　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  １－２　当該計画に従い必要な措置を講じているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※留意事項  １　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定共同生活援助事業の提供を受けられるよう、指定共同生活援助事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。  ２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ４　業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。  ５　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携  ６　従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するととも  に、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ７　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １－１　業務継続計画策定の有無　　　有　・　無  〔業務継続計画への記載内容〕  ア　感染症に係る業務継続計画  □平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  □初動対応  □感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  □平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  □緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  □他施設及び地域との連携  １－２　適　・　否  ３　適　・　否  〔実施した研修又は訓練名（今年度）〕  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　開催回数（今年度）　　　　　回  開催月　（今年度）　　　　　年　　月 | | サービス基準省令  第213条（第33条の2準用）、  第213条の11（第33条の2準用）、第213条の22（第33条の2準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（34条の2準用） |
| 31　支援体制の確保 | 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障がい福祉サービ  ス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第212条の2、  第213条の11（第212条の2準用）、第213条の22（第212条の2準用）  サービス基準条例  第200条の2  第201条の11、  第201条の22（第200条の2準用） |
| 32　定員の遵守 | 共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。  　（ただし、災害その他のやむを得ない情がある場合は、この限りでない。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第212条の3、  第213条の11（第212条の3準用）、第213条の22（第212条の3準用）  サービス基準条例  第200条の3  第201条の11、  第201条の22（第200条の3準用） |
| 33　非常災害対  　策  ［関係書類］  ・運営規程  ・消防計画等  ・防災訓練記録 | １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を  立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知してい  るか。  ２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ３　事業者は、２に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  ※留意事項  事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否  ２．避難訓練：年　　　回  　□　火災  　□　地震  　□　その他（　　　　　　　　　）  ３．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第70条準用）、  第213条の11（第70条準用）、  第213条の22（第70条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、第201条の22（第72条準用） |
| 34　衛生管理等 | １　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  ※留意事項  　事業者は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるほか次の点に留意する。  ア　事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ウ　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  ２　事業所において感染症又症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。   1. 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 2. 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 3. 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。   ※留意事項  １　「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置」については、具体的には次のアからエまでの取扱いとする。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。  構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。  感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否　・　該当なし  措置の内容  □　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施  〔感染対策委員会〕  ○委員会の構成員  □法人代表者  □法人理事等  □管理者、施設長  □サービス管理責任者等  □事務長  □生活支援員等  □医師、看護職員等  □栄養士又は管理栄養士  □その他（　　　　　　　　　　　　）  ○感染対策担当者  　職：  　氏名：  ○感染対策委員会の開催回数・開催月  　開催回数：　回  　開催月：　　月  〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針〕  ○指針への記載内容  ア　平常時の対策  □事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）  □日常の支援にかかる感染対策  □手洗いの基本  □早期発見のための日常の観察項目）  □その他（　　　　）  イ　発生時の対応  □発生状況の把握  □感染拡大の防止  □医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携  □医療処置、行政への報告  □その他（　　　　　　　　　　）  〔感染症の予防及びまん延の防止のための訓練〕  ○実施した研修又は訓練名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○開催回数及び開催月（今年度）  開催回数：　　　　回  開催月：　　　年　　月 | | サービス基準省令  第213条（第90条準用）、  第213条の11（第90条準用）、  第213条の22（第90条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第92条準用） |
| 35　協力医療機  　関  ［関係書類］  ・契約書  ・協定書等 | １　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。  ※留意事項  協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。  ２　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | １．協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否  ○協力歯科医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第212条の4、  第213条の11（第212条の4準用）、  第213条の22  （第212条の4準用）  サービス基準条例  第200条の4  第201条の11、  第201条の22（第200条の4準用） |
| 36　掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※留意事項  １　事業所の見やすい場所　･･･　重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所  ２　従業者の勤務体制　･･･　職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。  　３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 掲示状況  　□　運営規程の概要  　□　従業者の勤務体制  　□　事故発生時の対応  □　苦情処理の体制  □　提供するサービスの第三者評価の実施状況  □　協力医療機関、協力歯科医療機関  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第213条（第92条準用）、  第213条の11（第92条準用）、  第213条の22（第92条準用）  サービス基準条例  第201条、第201条の11、第201条の22（第94条準用） |
| 37　身体拘束等の禁止  ［関係書類］  ・身体拘束等ガイドライン  ・会議記録等  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・同意書  ・委員会の開催記録  ・研修実施計画  ・復命書 | １　事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。  ２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状  況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  ※留意事項  利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  ３ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ※留意事項  １　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）  （１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。  （２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  （３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  （４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  （５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。  ２　「身体拘束等の適正化のための指針」  指針には次のような項目を盛り込む。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修  （１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定共同生活援助事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。  （２）職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  （３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．身体拘束の有無：　有　：　無  ２．記録状況  　□　態様及び時間  　□　その際の利用者の心身の状況  　□　やむを得ない理由  　□　その他（　　　　　　　　　　　）  ３．措置の状況  □　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催  及びその結果についての従業者への周知  　□　身体拘束等の適正化のための指針の整備  □　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の実施 | | サービス基準省令  第213条（第35条の2準用）、  第213条の11（第35条の2準用）、第213条の22（第35条の2準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第36条の2準用） |
| 38　秘密保持  ［関係書類］  ・雇用契約書  ・誓約書  ・就業規則等  ・個人情報保護規定  ・同意書 | １　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密  を漏らしていないか。    ２　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘  密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。    ※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置を講じること。  ３　他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によ  り当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否  ２．措置方法  　□ 雇用契約書  　□ 誓約書  　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３．同意文書の状況  □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第213条（第36条準用）、  第213条の11（第36条準用）、  第213条の22（第36条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第37条準用） |
| 39　情報の提供  　等  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・広告例（チラシ等） | １　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実  施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。    ２　当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていない  か。 | １．情報提供方法  　□ ホームページの作成  　□ 広告の作成  　□ その他（　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第37条準用）、  第213条の11（第37条準用）、  第213条の22（第37条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第38条準用） |
| 40　利益供与等の禁止 | １　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者  等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者等を紹介することの  対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  ２　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者  等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利  益を収受していないか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第38条準用）、  第213条の11（第38条準用）、  第213条の22（第38条準用）  サービス基準条例  第201条（第39条準用） |
| 41　苦情解決  ［関係書類］  ・苦情解決処理規定  ・苦情受付簿等  ・重要事項説明書  ・公表資料 | １　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情  を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。    ※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずることをいう。  措置の概要については、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。    ２　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ３　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の  物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類そ  の他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する  とともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って  いるか。  ４　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービ  スの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、  及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県  知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ５　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若  しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業  所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し  て都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又  は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ６　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、③から⑤までの改善の内容を都道  府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。  ７　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせ  んにできる限り協力しているか。 | １．措置状況  　□ 相談窓口の設置  　□ 説明文書の交付  □ 事業所内の掲示  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）    ※苦情処理の体制  　○苦情解決責任者    　○苦情受付担当者  　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人    　　　　　　　　　　　職業・役職等  ２．苦情受付状況  　○苦情受付件数（前年度）　　　件（今年度）　　　　件  　○記録作成：　有　・　無  　○解決結果の公表：　有　・　無  　○公表方法：  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  ７．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第213条（第39条準用）、  第213条の11（第39条準用）、  第213条の22（第39条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第40条準用） |
| 42　事故発生時の対応  ［関係書類］  ・事故に関する記録  ・事故対応マニュアル  ・ヒヤリ・ハット記録  ・損害賠償保険証書  ・職員会議録 | １　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家  族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。    ２　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  ３　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ  ているか。  ※留意事項  １　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  ２　このほか、次の点に留意する。  (1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。  (2)事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。  (3)事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  (4)賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | １－１．事故の発生件数  事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件  　うち県への報告件数  （前年度）　　　件（今年度）　　　　件  １－２．事業者の取組状況  □ 緊急連絡網の作成  □ AEDの設置  □ 救命講習等の受講  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３－１．損害賠償保険への加入：　有　・　無  ３－２．損害賠償を行った件数  （前年度）　　　件（今年度）　　　　件 | | サービス基準省令  第213条（第40条準用）、  第213条の11（第40条準用）、  第213条の22（第40条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第41条準用） |
| 43　虐待の防止  ［関係書類］  ・虐待防止のためのガイドライン等  ・研修計画  ・復命書  ・委員会の開催記録 | １　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  （１）当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  （３）（１）及び（２）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ※留意事項  １　虐待防止委員会の役割  （１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）  （２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  （３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。  ２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ４　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 措置の状況（今年度）  □虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結  果についての従業者への周知  □虐待の防止のための研修の実施  □措置を適切に実施するための担当者の配置 | | サービス基準省令  第213条（第40条の2準用）、  第213条の11（第40条の2準用）、第213条の22（第40条の2準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第41条の2準用） |
| 44　会計の区分  ［関係書類］  ・会計書類（前年度の財務諸表（決算書類）） | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第213条（第41条準用）、  第213条の11（第41条準用）、  第213条の22（第41条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第42条準用） |
| 45　地域との連  携等  ［関係書類］  ・交流の記録等 | 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | | サービス基準省令  第213条（第74条準用）、  第213条の11（第74条準用）、  第213条の22（第74条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第76条準用） |
| 46　記録の整備  ［関係書類］  ・出勤簿等  ・設備備品一覧  ・会計書類  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・苦情の内容等に係る記録等 | １　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しているか。  ２　以下の記録を整備しているか。   1. 個別支援計画 2. サービスの提供の記録 3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 4. 身体拘束等の記録 5. 苦情の内容等の記録 6. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録   ３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも５年以上保存しているか。 | １．文書による整備状況  　□　従業者に関する記録  　□　設備、備品に関する記録  　□　会計に関する記録  ２及び３．整備状況（保存期間）  　□個別支援計画（　　年）  　□サービス提供の記録（　　年）  □支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　　年）  　□身体拘束等の記録（　　年）  　□苦情の内容等の記録（　　年）  　□事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録  （　　年） | | サービス基準省令  第213条（第75条準用）、  第213条の11（第75条準用）、  第213条の22（第75条準用）  サービス基準条例  第201条、  第201条の11、  第201条の22（第77条準用） |
| 47　電磁的記録等  ［関係書類］  電子的記録簿冊 | １－１　事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（省令第14条（第213条、第213条の11及び第213条の22において準用）、第210条の3第1項、第213条の11及び第213条の2及び２に規定するものを除く。）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行っているか。  １－２　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守しているか。  ※留意事項  事業者及びその従業者の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。  ①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  ②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ③　その他、指定障害福祉サービス基準第224 条、指定障害者支援施設基準第57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号。以下「地域相談支援基準」という。）第46 条及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第28 号。以下「計画相談支援基準」という。）第31 条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、①及び②に準じた方法によること。  ④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ２　事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行っているか。  ※留意事項  書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。   1. 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。   ア　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第９条、指定障害者支援施設基準第７条、地域相談支援基準第５条及び計画相談支援基準第５条（以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。）第１項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。  a　電子情報処理組織を使用する方法のうち（a）又は(ｂ)に掲げるもの  (ａ) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  (ｂ)　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  b　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  イ　アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  ウ　アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  エ　事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  a　アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの  b　ファイルへの記録の方式  オ　エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。  ②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ③電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ④　その他、電磁的記録等に係る条項第２項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、㈠から㈢までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  ⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | １－１．①　作成、保存の実施の有無　　有　・　無   1. 作成、保存の内容   １－２．　適　・　否  ２．交付方法 | | サービス基準省令  第224条  サービス基準条例  第211条 |

| 第４　変更の届出等 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
|  | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的  に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業  を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  ２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日  の一月前までにその旨を都道府県知事に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし  変更届事項  □　事業所の名称及び所在地  □　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名  及び住所  □　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等  □　事業所の平面図及び設備の概要  □　事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び  住所  □　運営規程  □　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の  内容  □　連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称  【就労移行支援のみ】  □　当該事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の請求に係  る事項  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）    ２．　適　 ・　 否　・　該当なし | | 法第46条  施行規則第34条の23 |

| 第５　介護給付費等の算定及び取扱い | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| 共通事項  ［関係書類］  ・サービス提供実績記録票  ・介護給付費・訓練等給付費等明細書  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・受給者証  ・県知事への届出書  ・福祉・介護職員処遇改善加算計画書 | １　サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」  の第５により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。  ２　端数処理  加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨  五入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）  また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、  切り捨てとする。  　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護２時間30分以上３時間未満で833単位）  ・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%  833×0.70＝583.1 → 583 単位  ・基礎研修課程修了者で深夜の場合  583×1.5＝874.5→ 875 単位  ※833×0.70×1.5＝874.65として四捨五入するのではない。  ３　障害福祉サービス種類相互の算定関係  特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費  を算定していないか。  ※介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。  　　　また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。  ４　減算の取扱  サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単  位数に乗じているか。  （１）人員欠如の場合  ア　**生活支援員**、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び**世話人**の欠如について  □減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。  □減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  イ　サービス管理責任者の人員欠如について    □減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 。  □減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50。  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  （２）個別支援計画が作成されていない場合  □作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70  □作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50    ※具体的な取扱い  個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算  ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。  イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。  （３）身体拘束等の取組が適切に行われていない場合（令和5年4月1日から適用）  □　利用者全員について、１日につき５単位を減算  以下のいずれかに該当する場合減算となる。   1. やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合 2. 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合 3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 4. 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年１回以上）に実施していない場合   ※(2)から(4)については、令和５年３月31日までの間は、該当する場合であっても減算しない。  （４）大規模住居に該当する場合  　　　　①共同生活援助の場合  　　　　　ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満　　　　　　　　　100分の95  　　　　　イ 共同生活住居の入居定員が21人以上 　　　　　　　　　　　 100分の93  ウ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員  （サテライト型住宅を含む）の合計数が21人以上　　　　　　　　　100分の95    ※「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいう。  ②日中サービス支援型指定共同生活援助の場合  ア 共同生活住居の入居定員が21人以上　　　　　　　　　　　　　100分の93  イ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員  （サテライト型住宅を含む）の合計数が21人以上　　　　　　　　　100分の95  ③外部サービス利用型共同生活援助の場合  　　　　　ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満　　　　　　　　　100分の90  　　　　　イ 共同生活住居の入居定員が21人以上　　　　　　　　　　　　　100分の87  （５）複数の減算事由に該当する場合の取扱い  　　　　複数の減算事由に該当する場合は、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。  ５　その他注意事項  　　ア　日中活動サービスのサービス提供時間  　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。  　　イ　加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数  　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。  　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。  　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。  　　　　・６月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。  　　　　・６月以上１年未満の間…直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　　・１年以上　　　　　　…直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。  　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、知事が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。  　　ウ　定員規模別単価の取扱い   1. 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。   　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。  　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。  ６　福祉・介護職員処遇改善加算  厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助事業等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。  ア　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  　　　　　　　　※サービス別加算率  　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（86／1000）  外部サービス利用型指定共同生活援助事業所いついては、サービス別加算率（150／1000）  【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  ※サービス別加算率  　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（63／1000）  外部サービス利用型指定共同生活援助事業所いついては、サービス別加算率（110／1000）  【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。  ウ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  ※サービス別加算率  　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（35／1000）  外部サービス利用型指定共同生活援助事業所いついては、サービス別加算率（61／1000）  【加算要件】　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計  ※加算の内容については、令和５年３月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。  ７　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助事業等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。  ア　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（19／1,000）  【加算要件】　　配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全てを満たすこと。  ※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（16／1,000）  　【加算要件】　　処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件を全て満たすこと。  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計  ※加算の内容については、令和５年３月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。  ８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助事業等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（26／1,000）  【加算要件】　　処遇改善加算要件を満たすこと。  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計  ※加算の内容については、令和５年３月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４－（１）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（２）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（３）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（４）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（５）．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  □　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  □　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  ７．適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  □　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）  単位数  （サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率  ８．（令和４年10月から適用）  適　・　否　・　該当なし  単位数  （サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | | 報酬告示  第一  報酬告示  第二  報酬告示別表  各号  報酬告示別表  各号  報酬告示別表  各号 |
| １－１  共同生活援助サービス費 | １　障がい者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、所定単位数を算定しているか。  ア　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人４：１  　　　指定共同生活援助であって、世話人が常勤換算方法で利用者の数を4で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所  イ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人５：１  　　　指定共同生活援助であって、世話人が常勤換算方法で利用者の数を5で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所  ウ　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人６：１  　　　指定共同生活援助であって、世話人が常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所  エ　共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用  　　　一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合  　※共同生活援助サービス費（Ⅳ）についての留意事項  １　入所施設に入所若しくは精神科病棟等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住宅への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置づけて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。  ２　施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置づけられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日は、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。  ３　共同生活援助サービス費（Ⅳ）を算定している場合、自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院・入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであることから、入院時支援特別加算及び長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算は算定しない。  ２　重度訪問介護又は行動援護又は同行援護の支給決定を受けることができる者が、個人単位で居宅介護等を受け、指定共同生活援助を提供した場合に、令和６年３月31日までの間、世話人の員数及び障害支援区分に応じて、1日につき所定単位数を算定しているか。  ア　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人４：１  イ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人５：１  ウ　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人６：１  ３　利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間及び重度訪問介護を受けている間（２の適用を受けている間に限る））に、共同生活援助サービス費を算定していないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　共同生活援助サービス費（Ⅰ）  　□　区分６ 【667単位】  　□　区分５　　　　【552単位】  　□　区分４　　 　【471単位】  　□　区分３ 　【381単位】  　□　区分２　　　　【292単位】  　□　区分１以下　　【243単位】  イ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）  □　区分６ 　　　【616単位】  　□　区分５　　　　【500単位】  　□　区分４　　 　【421単位】  　□　区分３ 　 【331単位】  　□　区分２　　　　【243単位】  　□　区分１以下　 【198単位】  ウ　共同生活援助サービス費（Ⅲ）  □　区分６ 　　　【583単位】  　□　区分５　　　　【467単位】  　□　区分４　　 　【387単位】  　□　区分３ 　【298単位】  　□　区分２　　　　【209単位】  　□　区分１以下　 【170単位】  エ　共同生活援助サービス費（Ⅳ）  □　区分６ 　　　【697単位】  　□　区分５　　　　【582単位】  　□　区分４　　 　【501単位】  　□　区分３ 　【411単位】  　□　区分２　　　　【322単位】  　□　区分１以下　 【272単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　世話人の配置が４：１以上の指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【444単位】  　□　区分5　　　　【398単位】  　□　区分4　　 　【364単位】  イ　世話人の配置が５：１以上の指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【393単位】  　□　区分5　　　　【346単位】  　□　区分4　　 　【314単位】  ウ　世話人の配置が６：１以上の指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【359単位】  　□　区分5　　　　【313単位】  　□　区分4　　 　【281単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第15の1 |
| １－２  日中サービス支援型共同生活援助サービス費 | １　障がい者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、所定単位数を算定しているか。  ア　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）…世話人３：１  世話人が常勤換算方法で利用者の数を3で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  イ　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）…世話人４：１  世話人が常勤換算方法で利用者の数を4で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  ウ　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）…世話人５：１  　世話人が常勤換算方法で利用者の数を5で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  エ　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）…体験利用  一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を提供した場合  ※対象者  障がい者を対象とするが、このうち身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。  この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。  なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第４項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法第30条の４第１項に基づく障害基礎年金の支給等を含む。  また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。  ※留意事項  事業所において、支援を提供した場合、世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ算定する。  ただし、障害支援区分３以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分２以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の１の２の注５に掲げる単位数を算定する。  なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示第15の１の２の注６又は７に掲げる単位数を算定する。  ２　日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の区分及び障害支援区分に応じ、日につき次に掲げる単位数を算定しているか。  ３の単位数を算定している場合は、算定しない  ア　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人３：１  イ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人４：１  ウ　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人５：１  ３　重度訪問介護又は行動援護又は同行援護の支給決定を受けることができる、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者が、個人単位で居宅介護等を受け、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、令和６年３月31日までの間、世話人の員数及び障害支援区分に応じて、1日につき所定単位数を算定しているか。  ア　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人３：１  イ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人４：１  ウ　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人５：１  ４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定しているか。  ５　利用者が日中サービス支援型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間及び重度訪問介護を受けている間（２の適用を受けている間に限る））に、日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費を算定していないか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）  □　区分６ 　　　【1105単位】  　□　区分５　　　　【 989単位】  　□　区分４　　 　【 907単位】  　□　区分３ 　【 650単位】  イ　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）  □　区分６ 　　　【1021単位】  　□　区分５　　　　【 904単位】  　□　区分４　　 　【 822単位】  　□　区分３ 　【 574単位】  ウ　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）  □　区分６ 　　　【969単位】  　□　区分５　　　　【852単位】  　□　区分４　　 　【770単位】  　□　区分３ 　【528単位】  エ　日中サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）  □　区分６ 　　　【1135単位】  　□　区分５　　　　【1019単位】  　□　区分４　　 　【 937単位】  　□　区分３ 　【 677単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　世話人の配置が３：１以上の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【910単位】  　□　区分5　　　　【793単位】  　□　区分4　　 　【712単位】  □　区分3 　　　【563単位】  　□　区分2　　　　【414単位】  　□　区分1以下 　【360単位】  イ　世話人の配置が４：１以上の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【826単位】  　□　区分5　　　　【709単位】  　□　区分4　　 　【627単位】  □　区分3 　　　【486単位】  　□　区分2　　　　【337単位】  　□　区分1以下 　【292単位】  ウ　世話人の配置が５：１以上の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【774単位】  　□　区分5　　　　【657単位】  　□　区分4　　 　【575単位】  □　区分3 　　　【440単位】  　□　区分2　　　　【292単位】  　□　区分1以下　 【252単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　世話人の配置が３：１以上の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【605単位】  　□　区分5　　　　【558単位】  　□　区分4　　 　【525単位】  イ　世話人の配置が４：１以上の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【520単位】  　□　区分5　　　　【474単位】  　□　区分4　　 　【440単位】  ウ　世話人の配置が５：１以上の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所  　□　区分6 　　　【469単位】  　□　区分5　　　　【422単位】  　□　区分4　　 　【389単位】  ４．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　区分6 　　　【940単位】  □　区分5　　　　【824単位】  　□　区分4　　 　【742単位】  □　区分3 　　　【590単位】  　□　区分2　　　　【441単位】  　□　区分1以下　 【387単位】  ５．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第15の1の2 |
| １－３  外部サービス利用型共同生活援助サービス費 | １　障がい者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、所定単位数を算定しているか。  ア　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）…世話人４：１  　　　世話人が常勤換算方法で利用者の数を4で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所  　イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）…世話人５：１  　　　世話人が常勤換算方法で利用者の数を5で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所  ウ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）…世話人６：１  　　　世話人が常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所  エ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）…世話人１０：１  　　　アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所  オ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）…体験利用  　　　体験的な利用が認められる者に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合（1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る。）  ※外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）についての留意事項  １　入所施設に入所若しくは精神科病棟等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住宅への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置づけて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。  ２　施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置づけられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日は、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。  ３　共同生活援助サービス費（Ⅳ）を算定している場合、自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院・入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであることから、入院時支援特別加算及び長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算は算定しない。  ２　利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間及び重度訪問介護を受けている間（２の適用を受けている間に限る））に、外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費を算定していないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）  【243単位】  　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）  【198単位】  　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）  【170単位】  　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）  【114単位】  　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）  【272単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第15の1の2の2 |
| ２　受託居宅介護サービス費 | 【外部サービス利用型】  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分２以上に該当する障害者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯において、個別支援計画に位置付けられた内容の受託居宅サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間15分未満の場合 　　 　 　　　【 96単位】  　□　所要時間15分以上30分未満の場合　　　　 【193単位】  　□　所要時間30分以上1時間未満の場合  【262単位に15分増すごとに＋87単位】  　□　所要時間が1時間30分以上の場合  【561単位に15分増すごとに＋37単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の3 |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | 世話人又は生活支援員の配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定共同生活援助事業所等において指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　　世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所においてサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　　世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等においてサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等においてサービスを提供した場合  　　　（１）世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　　（２）世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【 7単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 4単位】 | | 講習告示別表  第15の1の4 |
| ４　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者である。  ア 視覚障害  点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  イ 聴覚障害又は言語機能障害  手話通訳等を行うことができる者    ３　「重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち２以上の障がいを有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障がい者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障がい者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障がいは「重度」である必要はない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の4の2 |
| ５　看護職員配置加算  ［関係書類］  ・重度化した利用者の対応に係る指針  ・家族への説明文書  ・同意書 | 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  　※人員配置上の留意事項  　　複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が１以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。  　※支援上の留意事項  　　日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備し、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うこと。  　　ア 利用者に対する日常的な健康管理  　　イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等  　　ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援  　　エ 看護職員による常時の連絡体制の確保  　　オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに  同意    　※算定上の留意事項  　　当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く。）の算定対象とはならないこと。 | 適　・　否　・　該当なし   * 看護職員配置加算　【70単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の4の3 |
| ６　夜間支援体制加算  ［関係書類］  ・運営規程 | 次の条件に該当する支援体制を確保しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において支援を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）  　　　夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合、夜間支援対象利用者の数に応じ算定しているか。  ※夜間支援体制加算（Ⅰ）の要件  　１　夜間支援従業者の配置   1. 夜間支援従業者が、当該加算対象の利用者が居住する共同生活住居に配置されていること。   （ただし、これにより難い特別な事情がある場合等で、適切な夜間支援体制が確保できるものとして県知事が認めた場合は、この限りではない。なお、夜間支援従事者が自宅にあって夜間支援を行う場合は、加算の対象としない。）  　　(2) 夜間支援従業者が複数の共同生活住居に居住する利用者に夜間支援を行っている場合は、夜間支援従業者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に迅速に対応できるよう特別な連絡体制（非常警報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。  　　(3) １人の夜間支援従事者が支援できる利用者数  　　　ア 複数の共同生活住居（5か所までに限る。）における夜間支援を行う場合は20人まで  　　　イ　１か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合は30人までを上限  　２　夜間支援従業者の勤務内容・勤務形態  　　(1) 夜間支援従業者は、常勤・非常勤を問わないこと。  また、夜間支援業務は外部に委託することも可能であること。（ただし、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等の夜勤・宿直業務との兼務は加算の対象外。）  　　　ただし、当該事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従業者の業務を兼務しても差し支えないものとする。   1. 専従の夜間支援従業者が、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間配置されていること。   　なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。  　　(3) 夜間支援従業者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行い、夜間支援の内容を利用者ごとの共同生活援助計画に位置づける必要があること。  (4) １人の夜間支援従業者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  　　　宿泊を伴う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合、夜間支援対象利用者数の数に応じ算定しているか。（ただし、（Ⅰ）型の算定対象となる利用者については算定しない。）  　※夜間支援体制加算（Ⅱ）の要件  　１　夜間支援従業者の配置  夜間支援体制加算（Ⅰ）の要件１の規定を準用する。  　２　夜間支援従業者の勤務内容・勤務形態  　　(1) 夜間支援従業者は、常勤・非常勤を問わないこと。また、夜間支援業務は外部に委託することも可能であること。（ただし、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等の夜勤・宿直業務との兼務は加算の対象外。）  　　　ただし、当該事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従業者の業務を兼務しても差し支えないものとする。  　　(2) 専従の夜間支援従業者が、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間配置されていること。  　　(3) 夜間支援従業者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行い、夜間支援の内容を利用者ごとの共同生活援助計画に位置づける必要があること。（Ⅰ型）  (4) １人の夜間支援従業者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。  ウ　夜間支援体制加算（Ⅲ）  夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合、利用者の数に応じ１日につき所定単位数を算定しているか。（ただし、（Ⅰ）型又は（Ⅱ）型の算定対象となる利用者については算定しない。）  　※夜間支援体制加算(Ⅲ)型の要件  １　夜間防災体制の内容  警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定。なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。    ２　常時の連絡体制の内容  常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。  　　(1)　携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。  　　(2)　事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。  　　　　　ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜間職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制の場合は加算の対象とはならない。  なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に提示する必要があること。  エ　夜間支援体制加算（Ⅳ）  夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の必要な介護の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合、夜間支援対象利用者数の数に応じ算定しているか。  なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、（Ⅱ）型、（Ⅲ）型、（Ⅴ）型及び（Ⅵ）型を算定できない。  ※夜間支援体制加算(Ⅳ)型の要件  　１　夜間支援従事者の配置  (1)　当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。  なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。  (2)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。  (3)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。  ２ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態   1. 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。   また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。  なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。  (2)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。  なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。  (3)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。  ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。  オ　夜間支援体制加算（Ⅴ）  　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、共同生活住居利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の必要な介護の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者数の数に応じ算定しているか。  なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、（Ⅱ）型、（Ⅲ）型、（Ⅳ）型及び（Ⅵ）型を算定できない。  ※夜間支援体制加算(Ⅴ)型の要件  １　夜間支援従事者の配置  (1)　夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。  夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前５時までの間において、少なくとも２時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。  なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。  (2)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。  (3)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。  ２　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態   1. 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。   また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。  なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。  (2)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。  なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。  (3)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利  用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。  ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。  カ　夜間支援体制加算（Ⅵ）  　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、共同生活住居利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の必要な介護の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合、夜間支援対象利用者数の数に応じ加算。  なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、（Ⅱ）型、（Ⅲ）型、（Ⅳ）型及び（Ⅴ）型を算定できない。  ※夜間支援体制加算(Ⅵ)型の要件  １　夜間支援従事者の配置  (1)　当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。  なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共  同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。  (2)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。  (3)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。  ２　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態  (1) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。  また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。  なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設  や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。  (2)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。  なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。  (3)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。  ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）  (1)夜間支援対象利用者が２人以下  　□　区分４以上　　　　　　　【672単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【560単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【448単位】  (2)夜間支援対象利用者が３人  □　区分４以上　　　　　　　【448単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【373単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【299単位】  (3)夜間支援対象利用者が４人  □　区分４以上　　　　　　　【336単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【280単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【224単位】  (4)夜間支援対象利用者が５人  □　区分４以上　　　　　　　【269単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【224単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【179単位】  (5)夜間支援対象利用者が６人  □　区分４以上　　　　　　　【224単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【187単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【149単位】  (6)夜間支援対象利用者が７人  　□　区分４以上　　　　　　　【192単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【160単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【128単位】  (7)夜間支援対象利用者が８人  　□　区分４以上　　　　　　　【168単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【140単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【112単位】  (8)夜間支援対象利用者が９人  　□　区分４以上　　　　　　　【149単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【124単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【99単位】  (9)夜間支援対象利用者が10人以上  □　区分４以上　　　　　　　【135単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【113単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【90単位】  (10)夜間支援対象利用者が11人  □　区分４以上　　　　　　　【122単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【102単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 81単位】  (11)夜間支援対象利用者が12人  □　区分４以上　　　　　　　【112単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 93単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 75単位】  (12)夜間支援対象利用者が13人  □　区分４以上　　　　　　　【103単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 86単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 69単位】  (13)夜間支援対象利用者が14人  □　区分４以上　　　　　　　【 96単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 80単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 64単位】  (14)夜間支援対象利用者が15人  □　区分４以上　　　　　　　【 90単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 75単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 60単位】  (15)夜間支援対象利用者が16人  □　区分４以上　　　　　　　【 84単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 70単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 56単位】  (16)夜間支援対象利用者が17人  □　区分４以上　　　　　　　【 79単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 66単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 53単位】  (17)夜間支援対象利用者が18人  □　区分４以上　　　　　　　【 75単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 63単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 50単位】  (18)夜間支援対象利用者が19人  □　区分４以上　　　　　　　【 71単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 59単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 47単位】  (19)夜間支援対象利用者が20人  □　区分４以上　　　　　　　【 67単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 56単位】  　□　区分２以下　　　　　　　【 45単位】  (20))夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 64単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 53単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 43単位】  (21)夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 61単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 51単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 41単位】  (22)夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 58単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 48単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 39単位】  (23)夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 56単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 47単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 37単位】  (24)夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 54単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 45単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 36単位】  (25)夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 51単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 43単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 34単位】  (26)夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 50単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 42単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 33単位】  (27)夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 48単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 40単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 32単位】  (28)夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 46単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 38単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 31単位】  (29)夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）  □　区分４以上　　　　　　　【 45単位】  　□　区分３　　　　　　　　　【 38単位】  □　区分２以下　　　　　　　【 30単位】  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  □　夜間支援対象利用者が４人以下 【112単位】  □　夜間支援対象利用者が５人　　 【 90単位】  □　夜間支援対象利用者が６人　　 【 75単位】  □　夜間支援対象利用者が７人　　 【 64単位】  □　夜間支援対象利用者が８人　 【 56単位】  □　夜間支援対象利用者が９人　　 【 50単位】  □　夜間支援対象利用者が10人 【 45単位】  □　夜間支援対象利用者が11人 【 40単位】  □　夜間支援対象利用者が12人　　【 37単位】  □　夜間支援対象利用者が13人 【 34単位】  □　夜間支援対象利用者が14人 【 32単位】  □　夜間支援対象利用者が15人 【 30単位】  □　夜間支援対象利用者が16人　 【 28単位】  □　夜間支援対象利用者が17人 　 【 26単位】  □　夜間支援対象利用者が18人 　 【 25単位】  □　夜間支援対象利用者が19人 　 【 23単位】  □　夜間支援対象利用者が20人 　 【 22単位】  □　夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 21単位】  □ 夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 20単位】  □　夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 19単位】  □ 夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 18単位】  □ 夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 18単位】  □ 夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 17単位】  □ 夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 16単位】  □ 夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 16単位】  □ 夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 15単位】  □ 夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 15単位】  ウ □　夜間支援体制加算（Ⅲ） 　　 【 10単位】  エ　夜間支援体制加算（Ⅳ）  □　夜間支援対象利用者が15人以下【 60単位】  □　夜間支援対象利用者が16人　　【 56単位】  □　夜間支援対象利用者が17人　 【 53単位】  □　夜間支援対象利用者が18人　　【 50単位】  □　夜間支援対象利用者が19人 【 47単位】  □　夜間支援対象利用者が20人 【 45単位】  □　夜間支援対象利用者が21人　　【 43単位】  □　夜間支援対象利用者が22人 【 41単位】  □　夜間支援対象利用者が23人 【 39単位】  □　夜間支援対象利用者が24人 【 37単位】  □　夜間支援対象利用者が25人　 【 36単位】  □　夜間支援対象利用者が26人 　 【 34単位】  □　夜間支援対象利用者が27人 　 【 33単位】  □　夜間支援対象利用者が28人 　 【 32単位】  □　夜間支援対象利用者が29人 　 【 31単位】  □　夜間支援対象利用者が30人 　 【 30単位】  オ　夜間支援体制加算（Ⅴ）  □　夜間支援対象利用者が15人以下【 30単位】  □　夜間支援対象利用者が16人　　【 28単位】  □　夜間支援対象利用者が17人　 【 26単位】  □　夜間支援対象利用者が18人　　【 25単位】  □　夜間支援対象利用者が19人 【 23単位】  □　夜間支援対象利用者が20人 【 22単位】  □　夜間支援対象利用者が21人　　【 21単位】  □　夜間支援対象利用者が22人 【 20単位】  □　夜間支援対象利用者が23人 【 19単位】  □　夜間支援対象利用者が24人 【 18単位】  □　夜間支援対象利用者が25人　 【 18単位】  □　夜間支援対象利用者が26人 　 【 17単位】  □　夜間支援対象利用者が27人 　 【 16単位】  □　夜間支援対象利用者が28人 　 【 16単位】  □　夜間支援対象利用者が29人 　 【 15単位】  □　夜間支援対象利用者が30人 　 【 15単位】  カ　夜間支援体制加算（Ⅵ）  □　夜間支援対象利用者が15人以下【 30単位】  □　夜間支援対象利用者が16人　　【 28単位】  □　夜間支援対象利用者が17人　 【 26単位】  □　夜間支援対象利用者が18人　　【 25単位】  □　夜間支援対象利用者が19人 【 23単位】  □　夜間支援対象利用者が20人 【 22単位】  □　夜間支援対象利用者が21人　　【 21単位】  □　夜間支援対象利用者が22人 【 20単位】  □　夜間支援対象利用者が23人 【 19単位】  □　夜間支援対象利用者が24人 【 18単位】  □　夜間支援対象利用者が25人　 【 18単位】  □　夜間支援対象利用者が26人 　 【 17単位】  □　夜間支援対象利用者が27人 　 【 16単位】  □　夜間支援対象利用者が28人 　 【 16単位】  □　夜間支援対象利用者が29人 　 【 15単位】  □　夜間支援対象利用者が30人 　 【 15単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の5 |
| ７　夜勤職員加配加算 | 【日中サービス支援型指定共同生活援助】  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置する夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置しているものとして県に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  □　夜勤職員加配加算　【149単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の5の2 |
| ８　重度障害者支援加算 | 【介護サービス包括型】及び【日中サービス支援型】  ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）  　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象者（ただし、障害支援区分4～6に該当し、当該事業所以外の者による行動援護又は重度訪問介護を利用している利用者を除く。）に対して、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。（指定障害福祉サービス基準附則第18 条の２第１項又は第２項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については算定不可。）  ※重度障害者支援加算（Ⅰ）の要件  １　指定障害福祉サービス基準第208条第１項第２号又は第213条の４第１項第２号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。  　（例） 区分６の利用者が２人、区分５の利用者が２人入居する指定共同生活援助事業所  　　・ 区分６：２人÷2.5＝0.8 人・ 区分５：２人÷４＝0.5 人  　　・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 0.8 人＋0.5 人＝1.3 人  　　→ 1.4 人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。  ２　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者（以下この⑧において「実践研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研  修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいを有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。    ３　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑧において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。    ４　上記２及び３におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。  　（例） 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13 名の場合  　　・上記（ウ）（ⅰ）の場合  　　　13 名×10％＝1.3 名 よって、2 名以上について研修を受講させる計画を定める。  イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）  　厚生労働大臣が定める施設基準に該当するものとして県に届け出た事業所において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が、区分４以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査項目中、行動関連項目について算出した点数の合計が10点以上の者に対して、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。（指定障害福祉サービス基準附則第18 条の２第１項  又は第２項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者については算定不可。）  ※重度障害者支援加算（Ⅱ）の要件  １　指定障害福祉サービス基準第208 条第１項第２号又は第213条の４第１項第２号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。  ２　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいを有  する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。    ３　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。    ４　上記２及び３におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、　　例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　□　重度障害者支援加算（Ⅰ）　【360単位】  イ　□　重度障害者支援加算（Ⅱ）　【180単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の6 |
| ９　医療的ケア対応支援加算 | 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。（ただし、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。）  ※留意事項  　看護職員を常勤換算方法で１以上配置している事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　医療的ケア対応支援加算　【120単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の7 |
| 10　日中支援加  　算 | 【介護サービス包括型】及び【外部サービス利用援型】  ア　日中支援加算（Ⅰ）  　　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障がい者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障がい者）であって日中を共同生活の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、指定共同生活援助事業所にあっては、土、日、祝日に支援を行った場合については算定できない。  ※日中支援加算（Ⅰ）の留意事項  　１　支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならない。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならない。  ２　日中支援従事者は、世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等（報酬告示第15の１の８のロの日中支援加算(Ⅱ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できない。  【介護サービス包括型】及び【日中サービス支援型】  イ　日中支援加算（Ⅱ）  　　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分２以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者等が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に月２日を超えて支援を行った場合に、当該２日を超える期間について、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※日中支援加算（Ⅱ）の留意事項  １　支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならない。  なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならない。  ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の４に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しない。  ２　日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えない。  ただし、別途報酬等（報酬告示第15の１の８のイの日中支援加算(Ⅰ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　日中支援加算（Ⅰ）  　□　日中支援対象利用者が1人の場合　　　　【539単位】  　□　日中支援対象利用者が2人以上の場合　　【270単位】  イ　日中支援加算（Ⅱ）  ①日中支援対象利用者が1人の場合  　□　区分４から区分６まで　　　　　　　　　【539単位】  　□　区分３以下　　　　　　　　　　　　　　【270単位】  ②日中支援対象利用者が2人以上の場合  　□　区分４から区分６まで　　　　　　　　　【270単位】  　□　区分３以下　　　　　　　　　　　　　　【135単位】 | | 報酬告示別表  第15の1の8 |
| 11　自立生活支援加算 | 【介護サービス包括型】及び【外部サービス利用型】  　居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者及びその家族等に対して退居後のサービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中２回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を算定しているか。  ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、算定しない。  　※　留意事項  　１ 利用者の退居後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として加算を算定すること。  　２ 当該加算は退居日に算定し、退居後の訪問相談については訪問日に算定すること。  　３ 次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できない  　　ア 退居して病院又は診療所へ入院する場合  　　イ 退居して他の社会福祉施設等へ入所する場合  　　ウ 死亡退去の場合  　　エ 退居して他の共同生活援助等（日中サービス型、外部サービス型共同生活援助をいう。）を行う住居に入居する場合も算定できない。  　４ 当該加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点  　　に関する記録を行うこと。  　５ 当該加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。  　　ア 退居後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助  　　イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助  　　ウ 退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関  する相談援助  　　エ 住宅改修に関する相談援助  　　オ 退居する者の介護等に関する相談援助  　６ 退居前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退居後の訪問による相談援助を行えば当該支援について加算を算定できること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 自立生活支援加算　　【500単位】 | | 報酬告示別表  第15の2 |
| 12　入院時支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、従業者のうちのいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型指定共同生活援助計画又は外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、病院等を訪問し、病院等との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活の支援を行った場合に、１月に１回を限度として、１月の入院期間の合計日数（入院初日、退院日を除く。）に応じ、所定単位数を算定しているか。  ※算定に関する留意事項  　１　「当該月の入院期間が３日以上７日未満の場合（加算額561単位）」を算定する場合は少なくと  　　も１回以上、「当該月の入院期間が７日以上の場合（加算額1,122単位）」を算定する場合は少な  　くとも２回以上、病院等を訪問する必要があること。  　　また、入院期間７日以上の場合で、病院等への訪問回数が１回の場合は、561単位を算定すること。    ２　入院期間が複数月にまたがる場合で、２月目において入院日数の合計が３日に満たない場合は、２月目は加算を算定しない。  　　(例)　入院期間が10月20日から11月2日まで  　　　　→・10月20日入院 　 本体報酬を算定  　　　　　・10月21日～31日　 1,122単位(1回/月)を算定  　　　　　・11月 1日　　　　　 算定なし  　　　　　・11月2日退院　　　 本体報酬を算定  　３　病院又は診療所を訪問した従業者は、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。  　４　この入院時支援特別加算は、「長期入院時支援特別加算」を算定する月については算定できない。  　　　また、この場合において、最初の１月目で「長期入院時支援特別加算」を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、この入院時支援特別加算を算定することは可能であること。  　５　共同生活援助サービス費（Ⅳ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅴ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合　　【　561単位】  　□　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が7日以上の場合　　　　　　【1,122単位】 | | 報酬告示別表  第15の3 |
| 13　長期入院時支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合、１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間について、１日つき所定単位数を算定しているか。（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る。）  　ただし、入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。  ※留意事項  　１　この長期入院時支援特別加算は、「入院時支援特別加算」を算定する月については算定できない。  　　　また、この場合において、最初の１月目で「入院時支援特別加算」を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、この長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。  　２　共同生活援助サービス費（Ⅳ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅴ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。  　３　長期入院時支援特別加算は、「長期帰宅時支援加算」と同一日に算定することはできない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　指定共同生活援助事業所の場合　　　　 　【122単位】  　□　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  　【150単位】  　□　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  　【 76単位】 | | 報酬告示別表  第15の3の2 |
| 14　帰宅時支援加算 | 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅において外泊した場合に、１月に１回を限度として、１月の外泊期間の合計日数（外泊初日、最終日を除く。）に応じ、所定単位数を算定しているか。  　※算定に関する留意事項  　１　外泊期間が複数月にまたがる場合で、２月目において外泊日数の合計が３日に満たない場合は、２月目は加算を算定しない。  　２　事業所は、外泊に伴う家族等との連絡調整、交通手段の確保等の支援を行う必要がある。  　３　帰宅時支援加算は、「長期帰宅時支援特別加算」を算定する月については算定することはできない。この場合において、最初の１月目で「長期帰宅時支援加算」を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。  　４　共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が3日以上７日未満の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【187単位】  　□　当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合　　　　　　　　　　 　　【374単位】 | | 報酬告示別表  第15の4 |
| 15　長期帰宅時支援加算 | 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、１日につき所定単位数を算定しているか（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る）。  　ただし、帰宅時支援加算が算定されている月は、算定しない。  　※算定に関する留意事項  　１　指定共同生活援助の従業者は、利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、その内容について、記録しておくこと。また、必要に応じ個別支援計画の見直しを行うこと。    ２　加算の算定に当たって、１回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。    ３　長期帰宅時支援加算は、「帰宅時支援加算」を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。    ４　長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　指定共同生活援助事業所の場合　　　　　　　　【40単位】  　□　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  【50単位】  　□　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所　　【25単位】 | | 報酬告示別表  第15の5 |
| 16　地域生活移行個別支援特別加算 | 次の施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対してサービスを行った場合に、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間を限度とする）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所等において地域生活移行個別支援加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※施設基準（平18厚労告551・二の三）  　１　基準上配置すべき世話人又は生活支援員に加え、適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置する。  　２　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員を配置していること。  　３　医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設から出所した障害者等の支援に関する研修を年１回以上行っていること。  　４　保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。  ※厚生労働大臣が定める者（H18厚労告示556・第9号）  ア　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院によらない医療を受ける者  イ　矯正施設からの出所に伴い保護観察所等から受入依頼を受けた者であって３年を経過していない者又はこれに準ずる者 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域生活移行個別支援特別加算　【670単位】 | | 報酬告示別表  第15の6 |
| 17　精神障害者地域移行特別加算  ［関係書類］  ・アセスメントの記録 | 運営規程に定める主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含み、かつ、指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等である従業者を1人以上配置するものとして県へ届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該従業者が、精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ただし、地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定できない。  ※対象者の要件  １　精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。  ２　本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定共同生活援助事業所等が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内について、加算の算定ができる。  ３　１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内について、加算を算定できるものである。  ※施設要件  　　事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定共同生活援助事業所等であること。  　　また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。  ※支援内容  　　ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要す者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた共同生活援助計画等の作成  　　イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）  　　ウ　対象利用者との定期及び随時の面談  　　エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援  　　オ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 精神障害者地域移行特別加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第15の6の2 |
| 18　強度行動障害者地域移行特別加算 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定できない。  ※施設基準  　　以下のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。  (ア) サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。  (イ) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100 分の20 以上であること。  ※利用者の基準  　　障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10 点以上の者（以下、「強度行動障害を有する者」という。）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者であること。  　　原則として、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定共同生活援助等を行う指定共同生活援助事業所等が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から１年以内について、加算の算定ができる。  　　なお、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から１年以内について、加算を算定できるものである。 | 適　・　否　・　該当なし   * 強度行動障害者地域移行特別加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第15の6の3 |
| 19　強度行動障害者体験利用加算 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は算定しない。  ※施設基準  以下のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所において、強度行動障害を有する者に対して個別支援計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。  (ア) 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。  (イ) 事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。  ※利用者の基準  障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 強度行動障害者体験利用加算　【400単位】 | | 報酬告示別表  第15の6の4 |
| 20　医療連携体制加算 | ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。  イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、看護職員配置加算若しくは医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。  オ　医療連携体制加算（Ⅴ）  　　医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。  カ　医療連携体制加算（Ⅵ）  喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者ついては、算定しない。  ※医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）の留意事項  １　医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）  ２　看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ 医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。  キ　医療連携体制加算（Ⅶ）  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。  ※施設基準  １　当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上配置していること。  ２　看護師により２４時間連絡できる体制を確保していること。  ３　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。  　※医療連携体制加算（Ⅶ）の留意事項  　環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。  したがって、  （１）利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。  （２）看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。  （３）医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、  ・ 利用者に対する日常的な健康管理  ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等  を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師１人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。  なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　イ　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　【 32単位】  　ロ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　【 63単位】  　ハ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　【125単位】  　ニ　　　医療連携体制加算（Ⅳ）  　　　□　看護を受けた利用者が１人　　　　　　【800単位】  □　看護を受けた利用者が２人　　　　　　【500単位】  □　看護を受けた利用者が３人以上８人以下【400単位】  　ホ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　【500単位】  ヘ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　【100単位】  ト　□　医療連携体制加算（Ⅶ）　　　　　　　【 39単位】 | | 報酬告示別表  第15の7 |
| 21　通勤者生活支援加算 | 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして県に届け出た事業所が、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　　１　「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、就労移行支援、就労継続A型及びB型の利用者は除く。  　　２　事業所は主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。 | 適　・　否　・　該当なし   * 通勤者生活支援加算　【18単位】 | | 報酬告示別表  第15の8 |